

障害者の雇用を考えている事業主の方々へ

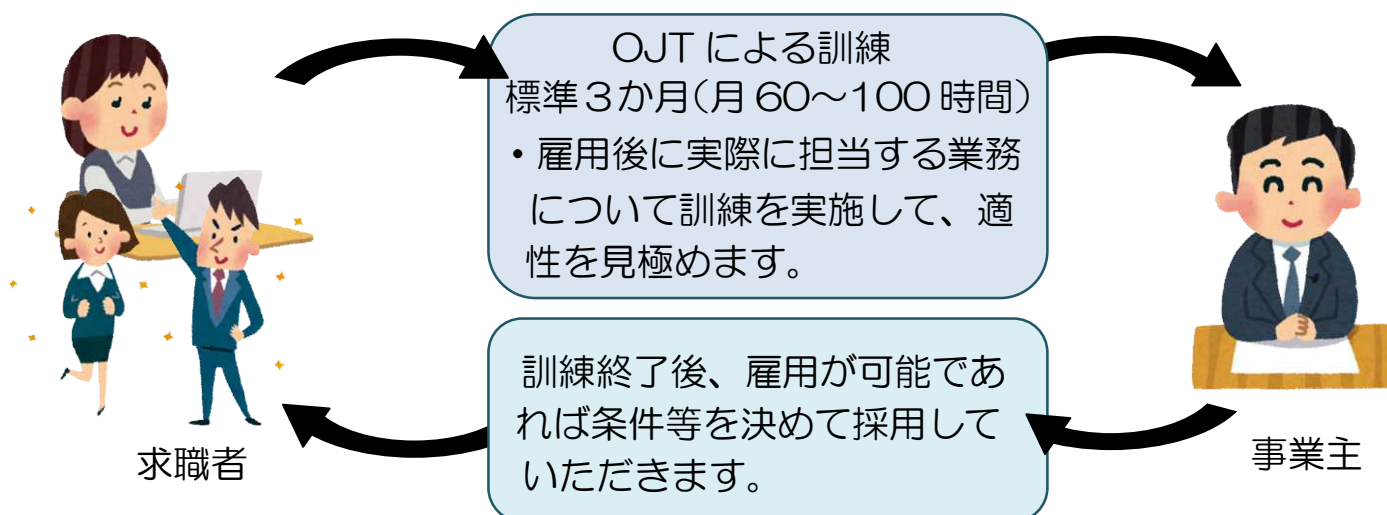
事業主委託訓練を活用しませんか！

静岡県立あしたか職業訓練校

静岡県では、障害のある方の雇用を進めるために、事業主委託訓練（実践能力習得訓練コース）を実施しています。

障害を持った方を雇用する前に、仕事が実際にできそうかどうか、対象者の様子や特性を知ること、ミスマッチの防止や、定着率の向上が期待でききる制度です。事業主様には委託料（訓練生 1 人につき月額上限 60,000 円）を支払います。訓練中は雇用関係を結ばないため給与の支払いはありません。

事業主委託訓練の概要



事業主委託訓練の実施が可能なケースがいくつかあります

- ① 障害者を採用したい企業が、本校をとおして訓練生の募集をする
- ② 就労移行支援や就労継続 B 型等施設の利用者等に、企業での短期間の職場実習を実施して、雇用見込みがあるが、もう少し仕事への適性を見たい場合

※ 裏面に細かい流れが記載してありますのでご覧ください

訓練実施までの流れ

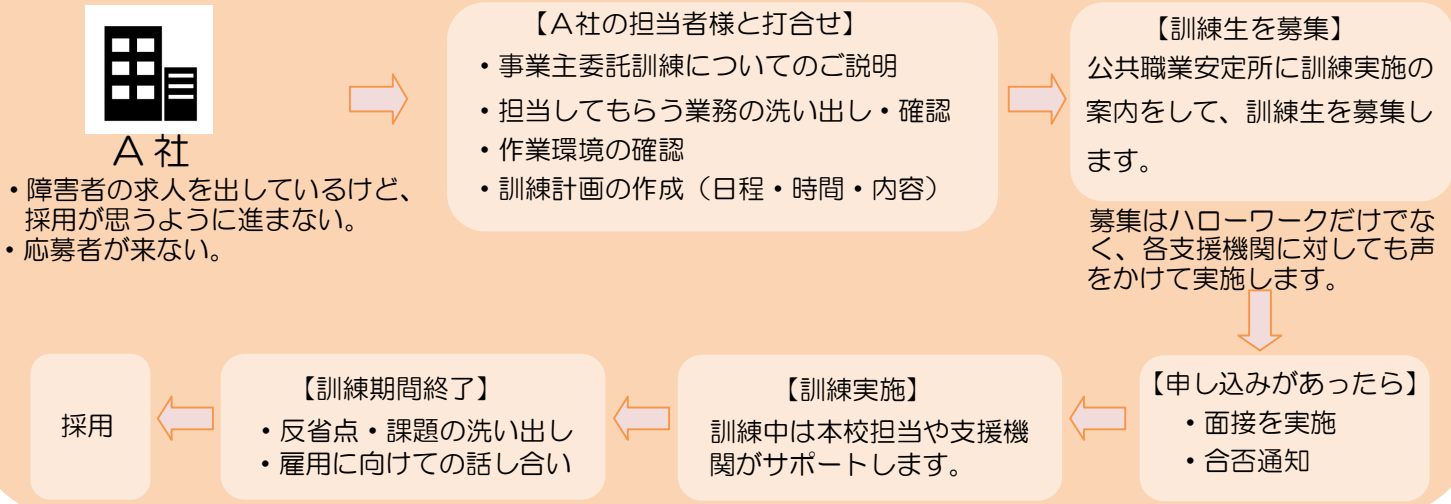
訓練実施エントリーから訓練の実施まで、概ね 3 週間程度を要します。

訓練の実施に当たっては、本校の委託訓練担当が、企業の担当者様と訓練時間や日数、内容について打合せを行うために企業へ伺います。

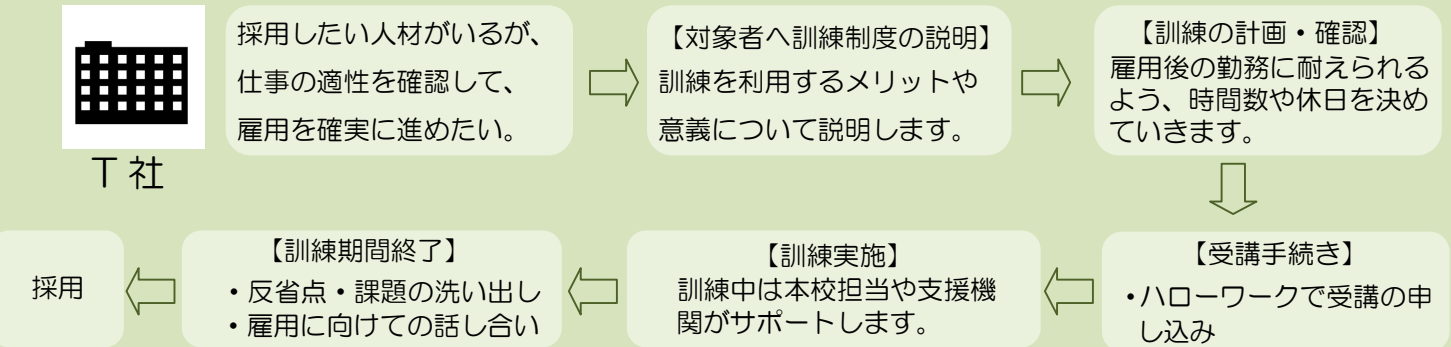
雇用できると判断された場合には、雇用条件等を決定して採用となります。

訓練を活用した事例紹介

ケース1 ～あしたか職業訓練校をとおして訓練対象者を募集する～



ケース2 ～訓練を実施して雇用を確実なものにする～



上記の他にも、支援機関等からの短期間の実習後に雇用を前向きに進めていきたい場合等、様々なケースで訓練を実施して、採用に結びついています。訓練期間中には、雇用後の生活を見据えて支援機関との連携体制を築いていくことを大切にしています。

訓練実施に当たっての各機関のかかわりかた



お問い合わせは・・・

〒410-0301 沼津市宮本5-2

静岡県立あしたか職業訓練校 TEL：055-924-4380 / FAX：055-924-7758

障害者委託訓練担当（コーチ、コーディネーター） まで